

老後や万が一のときには 国民年金が大きな支えに

期日守り忘れずに保険料を納め 将来に備えましょう

今月は国民年金推進月間です。国民年金は、やがて訪れる長い老後の収入を確保する大切なもの。また、病気や事故などで障害が残ってしまったときの障害基礎年金、一家の働き手を失ったときの遺族基礎年金などもあります。この制度は国が責任を持って運営しているため、きちんと保険料を納めていれば、生涯にわたって確実に年金を受けることができ安心です。なお、各年金の請求先は次ページのとおりです。



太極拳で仲間と楽しく健康増進（しきしま老人福祉センター）

生計維持者が亡くなったら

遺族基礎年金

遺族基礎年金は、次に該当する人が死亡したときに、生計を維持されていた「子のある妻または子」が受給できます。

- ① 国民年金に加入している
- ② 国民年金に加入したことがある六十歳以上六十五歳未満の人で国内に住所がある
- ③ 老齢基礎年金の受給権がある
- ④ 老齢基礎年金の受給資格期間

を満たしている。該当になる子とは十八歳（障害のある場合は二十歳）の誕生日後、最初の三月末日を迎えるまでの人です。

なお、①と②のいずれかの場合は、死亡日の前日に死亡日の前々月までの保険料を納めた期間（免除期間を含む）が加入期間の三分の二以上あることが必要です。

任意期間未加入の障害は

特別障害給付金

特別障害給付金は次に該当するとともに、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金一級・二級に該当する人が受給できます。

- ① 昭和六十一年三月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金・共済組

合などの加入者）の配偶者②平成三年三月以前に国民年金任意加入対象であった学生。ただし、六十五歳に達する日の前日までに障害状態になった人が対象。障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給できる人は対象になりません。

海外転出してても加入を

代理納付制度

海外転出し、海外居住する人が引き続き国民年金に加入する場合は、任意加入の届け

出が必要です。日本国籍を持つ二十歳から六十五歳未満まで、昭和四十年四月一日以前

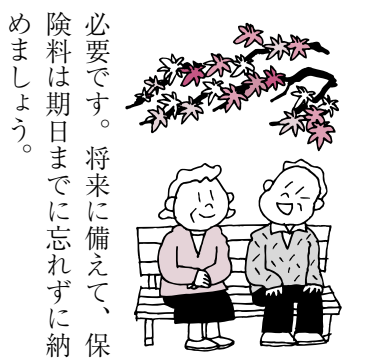
国民年金は、老後生活を保障する老齢基礎年金だけではありません。病気やけが、事故などで障害が残ったときの障害基礎年金、一家の働き手が亡くなったときの遺族基礎年金などもあります。これらの年金を受けるには、きちんと保険料を納めていることが

65歳から受給できます

老齢基礎年金

老齢基礎年金は、保険料を納めた期間、免除を受けた期間などを合わせて二十五年以上ある人が六十五歳になったときに受給できます。

ただし、本人の希望で六十歳以上六十五歳未満から繰り上げ受給もできますが、年齢や誕生日に応じて年金額が減



必要です。将来に備えて、保険料は期日までに忘れずに納めましょう。

病気などで障害が残ると

障害基礎年金

障害基礎年金は、初診日（病気やけがで初めて診療を受けた日）に次に該当すれば、一定の条件で受給できます。

- ① 国民年金に加入している
- ② 国民年金に加入したことがあり老齢基礎年金の繰り上げ受給を受けていない六十歳以上六十五歳未満の人
- ③ 国内に

住所があり、障害認定日（初診日から一年六カ月を経過した日またはそれ以前に症状が固定した日）に国民年金の障害等級の一級または二級に該当する④初診日の前々月までに保険料を納めた期間（免除期間を含む）が加入期間の三分の二以上ある。

年金の請求先

請求する年金	請求先
老齢基礎年金	第1号被保険者期間のみの場合 → 市役所
	第2号・第3号被保険者期間を含む場合 → 社会保険事務所
障害基礎年金	第1号被保険者期間に初診日がある場合 → 市役所
	第2号・第3号被保険者期間に初診日がある場合 → 社会保険事務所
遺族基礎年金	第1号被保険者期間に死亡した場合 → 市役所
	第2号・第3号被保険者期間に死亡した場合 → 社会保険事務所

〈注〉第1号被保険者…農業者、自営業者、学生など
 第2号被保険者…会社員、公務員など
 第3号被保険者…第2号被保険者に扶養されている配偶者

03-3265-2885
 に依頼して納める。

に生まれた人は七十歳未満まで加入できます。
 保険料の納め方には次の二つの方法があります。
 ① 海外転出の届け出をする
 ときに親族を保険料納付の協力者と定め、本人に代わって納める② 日本国民年金協会（☎

問い合わせは国民年金課 ☎890-6254、前橋社会保険事務所 ☎31-1705へ。